

経済建設委員会記録

1 日 時 令和3年3月8日(月)
午前 9時59分 開会
午後 0時10分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 委員長 大 條 雅 久 副委員長 越 智 克 範
委員 小 野 志 保 委員 合 田 晋一郎
委員 高 塚 広 義 委員 田 窪 秀 道
委員 藤 田 幸 正 委員 近 藤 司

4 欠席委員
なし

5 説明のため出席した者

・副市長 原 一 之

・経済部

総括次長(産業政策推進監)	宮 崎 司	次長(農地整備課長)	村 上 光 昭
産業振興課長	松 原 広	運輸観光課長	藤 田 清 純
農林水産課長	山 本 兼 資	別子山支所長	近 藤 民 雄
産業振興課参事	大 谷 寛		

・建設部

部長	高須賀 健 二	総括次長(用地課長)	山 中 悟
技術監	宮 本 道 郎	次長(道路課長)	三 谷 公 昭
次長(国土調査課長)	川 口 彰 治	都市計画課長	神 野 幸 彦
道路課技幹	高 橋 宜 行	都市計画課技幹	町 田 京 三

・上下水道局

局長	秋 月 剛	総括次長(下水道建設課長)	牧 谷 和 弘
次長(企業経営課長)	神 野 賢 二	次長(水道工務課長)	丹 下 輝 彦
次長(企業総務課長)	高 橋 司	下水道建設課参事(下水道処理場長)	久 門 信 一

・港務局事務局

事務局長	黒 下 敏 男	企画部技術監	西 田 光 昭
港湾管理課長	山 下 武		

6 委員外議員

なし

7 議会事務局職員出席者

議会事務局次長 飯尾 誠二 主任 村上 佳史

8 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

○ 開 会 午前9時59分

●大條委員長：開会挨拶

○原副市長：挨拶

◎港務局関係

◇議案第23号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第11号）

○山下港湾管理課長：説明

< 質 疑 >

●藤田委員：東予港（東港）建設事業について、臨港道路舗装改良工事と橋梁補修の場所はどこか。

○山下港湾管理課長：新居浜市斎場の交差点から海側に入った臨港道路東港線のコンクリート舗装と当該路線に架かっている無名橋の改良工事を行う。

●越智副委員長：繰越明許費補正追加の航路泊地整備事業について、繰り越す理由は何か。

○山下港湾管理課長：浚渫工事を実施する前に必要となる底質調査、磁気探査調査、潜水調査等に半年くらいの時間を要したため、繰越しするものである。

●越智副委員長：当初から繰越しは予想されていたのか。

○山下港湾管理課長：航路泊地整備事業については、当初オレンジフェリーが停泊している垣生第一岸壁の前を予定していた。その後、黒島地区等においても土が溜まっていることが判明したことから、急遽、浚渫することになり、その事前調査に時間を要したため、繰越しするものである。

*後刻一括採決

◇議案第28号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第13号）

○山下港湾管理課長：説明

< 質 疑 > なし

*後刻一括採決

◎経済部関係

◇議案第23号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第11号）

○宮崎経済部総括次長（産業政策推進監）：説明

< 質 疑 >

- 高塚委員：繰越明許費補正追加の企業調査費について、当初の調査期間と調査対象数は。また、どれくらい延長することを予定しているのか。
- 松原産業振興課長：企業調査費は、4月以降の新型コロナウイルスの影響について、市内企業に実態調査を行い、今後の施策に反映させるため9月補正で予算措置したものである。年末からの第三波の影響も適正に把握するために調査時期を延長するもので、市内企業1,000社に対して、アンケート調査を行い、回収できたもののうち100社に対してヒアリングを行う予定である。調査時期については、令和3年8月をめどに完了するように計画を考えている。
- 高塚委員：現状を把握するための中間の取りまとめはしているのか。
- 松原産業振興課長：企業調査費とは別に、基幹産業であるものづくり業界については、毎月機械産業協同組合にヒアリングを行っている。全産業としては、経済部として、各課で集約した内容を随時まとめている。
- 藤田委員：生活路線維持運行対策費について、対象路線はどこか。
- 藤田運輸観光課長：国庫路線は、周桑からマイントピア、新居浜営業所から西条済生会が2系統、新居浜営業所から川之江が2系統、今治営業所から新居浜駅の合計4路線6系統である。県単路線は、新居浜営業所から黒島、新居浜営業所から多喜浜駅、広瀬公園から多喜浜駅の2路線3系統である。
- 藤田委員：答弁以外の路線で補助しているものはあるのか。
- 藤田運輸観光課長：生活路線維持運行対策事業補助金では、先ほど答弁した国庫路線の4路線6系統と県単路線の2路線3系統が対象である。人が少なくなるなどで条件に満たなくなり、県単路線から漏れるような場合で、廃止ではなく市が独自で継続させるべきだということになれば、市単路線として市が別に補助していく形となるが、現状では国と県の路線のみで、ほかの路線は補助していない。
- 藤田委員：利用者にとってバスがないと困るということはわかるが、利用者も減っている状況で、今後も補助を継続していくのか。
- 藤田運輸観光課長：本事業は、国や県の補助交付要綱で定めている生活交通の存続が危ぶまれている地域において、地域公共交通の確保、維持、改善を支援する目的で実施している。平成30年3月に策定した新居浜市地域公共交通網形成計画において、基幹公共交通軸や支線軸をバス交通が担い、空白地においてはデマンド交通で補填し、拠点へのアクセスを確保するという方向で進めていることから、バス路線維持のための一定の補助は仕方ないと考えている。しかし、社会構造に変化が見られるところもあるため、今後状況を見ながら、検討していくべきと考えている。
- 越智副委員長：繰越明許費補正追加のサテライトオフィス等誘致支援事業費について、事業の

進捗状況と繰越分の完了見込みは。

○松原産業振興課長：サテライトオフィス等誘致支援事業は、10件程度のサテライトオフィスの整備を見込み、9月補正にて1億3,000万円が予算措置されており、2件を交付決定しているが、工事の遅れにより繰越しするものである。この2件については、それぞれ4月末と6月末に工事完了予定であるが、補助額も大きいため、ほぼ毎週、進捗確認している。

●越智副委員長：繰越しは2件分だけか、それ以外も含まれているのか。

○松原産業振興課長：2件以外にも問い合わせが数件あるため、3月末までの申請見込分も含まれている。

●近藤委員：別子山振興基金積立金の現在高は。また、最近ではどのような事業に充当されているのか。

○近藤別子山支所長：別子山振興基金の現在の残高は、2億8,990万5,556円である。最近の充当事業については、別子山地域バス運行費、別子山未来プロジェクト事業費、別子山給水施設管理費である。もう少し遡ると別子中学校学び創生事業などにも充当している。

●近藤委員：基金の積立ては定期的に行っているのか、特別な余剰金のときだけか。

○近藤別子山支所長：基金への積立てについては、預金利子等の利息分を毎年積み立てている。支出については、充当できる事業は決められており、該当事業のみ充当している。先ほど説明した別子山地域バス運行費等については、当初予算時に予算措置して、充当している。

●近藤委員：基金の積立額はどのくらいか。別子木材センターや、旧別子観光センター跡地などの観光施設に対して充当しているのか。

○近藤別子山支所長：令和元年度の積立額は64万6,056円である。旧別子観光センター跡地整備事業については、充当できる事業となっている。

●近藤委員：筏津山荘の跡地に整備する観光施設のように、新たに計画するような施設に対しても充当できるのか。

○近藤別子山支所長：ゆらぎの森整備事業は、充当できる事業となっている。また、旧別子観光センター跡地整備事業としては、充当できる事業であるが、場所を変えて行う取組にはこの基金を充当するかどうかは検討が必要である。

●近藤委員：令和元年度は約64万円、令和2年度は46万6,000円と非常に少ない積立額であり、説明のあった事業に充当されるのであれば、毎年もっと積立てをしないといけないと思うが、どのように考えているのか。

○近藤別子山支所長：積立金は利子等に限られるため、金額も限られる。決まった事業に充当を行っており、毎年減っているのが現状である。

●田窪委員：生活路線維持運行対策費について、当初予算は5,870万7,000円に今回の補正予算を加えると合計で約8,700万円になるという考え方でいいのか。

○藤田運輸観光課長：そのとおりである。

●田窪委員：中小企業振興対策費について、生産性向上機器導入事業、女性活躍環境整備推進事業、雇用促進事業、人材確保事業、IT・IoT導入事業など、各種事業への助成であるが、どの事業にどのくらい足りなかったのか。

○松原産業振興課長：15個ある事業のうち13事業で補正を見込んでおり、補正額5,628万1,000円のうち主なものでは、生産性向上機器導入事業に約2,000万円、女性活躍環境整備推進事業に約1,000万円、雇用促進事業に約1,000万円を見込んでいる。

*後刻一括採決

◇議案第25号 令和2年度新居浜市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

○宮崎経済部総括次長（産業政策推進監）：説明

< 質 疑 > な し

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第28号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第13号）

○宮崎経済部総括次長（産業政策推進監）：説明

< 質 疑 >

●近藤委員：飲食業者支援事業補助金やタクシー事業者給付金について、減額補正する理由は。また、第三波により、事業者からも経済支援の要望が出ているが、減額するということはメニューが機能していなかったからなのか。もっと検討すべきと思うがどのように捉えているのか。

○松原産業振興課長：飲食業者支援事業補助金は、4月以降に売上げが70%減少した飲食業者への10万円の給付と4月から9月までの間に新たにテイクアウトやデリバリーを始めた飲食事業者へのテイクアウト等の経費の一部補助の2種類の取組を行っている。いずれも補助期間は終了しており、10万円の給付については、予算額5,000万円に対して、1,250万円を執行しているが、飲食業に限定してスタートした制度を全業種に拡大し、別事業に置き換えたため、減額している状況である。テイクアウト等の経費の一部補助については、予算額4,000万円に対し、107件の申請を受け、約1,500万円を執行している。コロナの影響がどれくらいテイクアウトやデリバリーに転換されるかということを読み切れていない部分もあったと思うが、テイクアウトやデリバリーへの転換を図った飲食事業者への支援は一定できているという認識である。

○藤田運輸観光課長：タクシー事業者応援事業費については、前年度の売上げから50%以上減少したタクシー事業者に保有しているタクシー1台当たり5万円の給付とフードデリバリーに取り組む事業者に対する機械代、配送代を給付する事業である。50%以上減少したタクシー事業者は、8事業者のうち6事業者であり、2事業者分が余った。タクシーデリバリーについては、デリバリー自身は市民に浸透したが、持ち帰りできることや前日までの予約などの限定される部分もあり、タクシーを利用される方は少なかった。タクシーを使ったデリバリーがそこまで広がらなかったことが原因だと考えている。

●近藤委員：飲食業者への支援を全業種に拡大したとの説明だったが、全産業応援給付金も減額となっている理由は。

○松原産業振興課長：飲食業者支援補助事業を途中で全産業への応援給付金に切り替えたことに加え、飲食業者支援事業補助金では売上げ減少率を70%以上としていたが、全業種への切替え時

には、売上げ減少率を50%に引き下げた上で、全産業応援給付金については、5,500社程度ある事業者の4割弱の2,000社が50%以上の売上げ減少の影響が出ていると見込み、5月の専決で2億円を予算措置しているが、1,575社の申請となっている。1,575社の申請が十分かどうかという検証は必要であるが、一定の支援はできたという認識である。

●田窪委員：雇用調整助成金の申請手数料は幾らぐらいするもので、何社ぐらいが利用したのか。

○松原産業振興課長：雇用調整助成金の申請に係る社会保険労務士への経費を補助する制度であるが、処理が完了している件数が110件であり、現在も問い合わせをいただいている状況であるため、最終的には120件を超える見込みである。

●越智副委員長：サテライトオフィス等誘致支援事業費について、補正予算第11号では6,800万円を繰越しするとのことだが、補正予算第13号では、6,200万円を減額しているがどういうことか。

○松原産業振興課長：サテライトオフィス等誘致支援事業については、今年度中の支出はなく、支出予定の6,800万円を繰り越し、残りの6,200万円を減額するものである。

*後刻一括採決

休憩 午前11時01分／再開 午前11時06分

◎建設部関係

◇議案第1号 市道路線の認定及び廃止について

○三谷次長（道路課長）：説明

< 質 疑 >

●近藤委員：市道と市の管理道路に違いはあるのか。市道から市道に接続する道路という市道認定の要件があったと思うが、この中には農道に接続する道路もあるため、説明をいただきたい。

○三谷次長（道路課長）：市道は道路法上で定められた道路であるが、市の管理道路は道路法上の道路ではない。市道認定の基準は、国道、県道、市道に起終点が接続している道路で、開発道路であれば、市道に当たる。開発道路は都市計画法の中で、一定の協議ができたものは基本的に市町村が管理するものとなっており、市道に接続していない開発道路は市道に認定できないが、他の部署が管理できないのであれば、管理道路として認定し、道路法上の道路ではないが、新居浜市が管理している道路という形になっている。

●近藤委員：補修などの管理内容に市道と市の管理道路で違いはあるのか。

○三谷次長（道路課長）：基本的にはどちらも道路課が管理している道路であるため変わらない。利用状況などで補修内容等を判断しており、安全、安心を第一に同じように管理していかないといけないと考えている。

●近藤委員：どういうルールで廃止になるのか。

○三谷次長（道路課長）：議案書の20ページに廃止する路線として挙げている路線番号1086号、政枝一丁目5番線と認定されている道路の終点付近で開発行為が追加で行われたため、開発道路も追加で行わなければならないとなり、1086号路線のルートと終点を変更し、1路線を追加する必要が生じた。ルートや起終点の変更だが、変更という手法がないため、一度廃止し、2路線を認

定するようにしている。今の路線を置いたままで3路線にすると管理上煩雑になるため、整理するものである。

●大條委員長：今の説明だが、20ページと対になるのは、5,6ページの図でいいか。

○三谷次長（道路課長）：そのとおりである。市道認定の要件の説明が抜けていたため、説明する。市道認定の要件は、起終点が国道、県道、市道に両方とも接続した通り抜けの道路、起点が国道、県道、市道に接続した循環道路、起点が国道、県道、市道に接続して、終点が公共施設に接続している道路である。開発道路については、起終点のどちらかが国道、県道、市道に接続していれば、市道認定の要件となっている。

●近藤委員：開発道路であれば、起終点の一部が国道、県道、市道に接続し、一部が農道に接続してもいいということか。

○三谷次長（道路課長）：そのとおりである。

●藤田委員：開発道路を受ける基準はあるのか。

○三谷次長（道路課長）：開発道路は法律上では市町村が受けることになっているが、その前段として、事前協議が必要となる。開発道路にするときには、開発の許可申請時に道路や下水などの各課と協議をして、受け取れる状態にしてもらってから、受け取っている。なお、開発許可後に家が建築されていくため、多少痛む可能性もあることから、2年間は事業者が管理してもらい、2年間で舗装が痛むなどした場合は修繕してもらってから市道に認定する形で受け取ることになる。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案10号 新居浜市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○三谷次長（道路課長）：説明

< 質 疑 >

●藤田委員：自動運行補助施設とは具体的に何か。

○三谷次長（道路課長）：自動運転車を補助する施設として、道路に敷設する電磁誘導線や電磁マーカーなどがある。今まではそれに対する位置づけがなかったが、道路の施設として認めることで、道路管理者が実施したいときにしやすくなる。自動運転技術などが発達していく中で、法律が改正されたため、本条例も改正するものである。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第23号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第11号）

○山中建設部総括次長（用地課長）：説明

< 質 疑 >

●藤田委員：繰越明許費補正追加の建設発生土管理事業費は、コロナの影響などで関連工事が遅れているため、建設発生土が少ないということか。

○神野都市計画課長：当初予定していた土量よりも、発生が1,000立米少なく、まだ受入れが可能であることから、業務を継続するために、繰越しを行うものである。コロナ等も残土が発生する工程に多少影響があったものと推測する。

●藤田委員：大江の埋立てにおいて、建設発生土が1,000立米足りないということになると、企業用地の完成が遅れることになるのか。

○神野都市計画課長：工程には若干余裕があると聞いており、約1,000立米であれば、すぐに埋まるものと考えている。

●高塚委員：繰越明許費補正追加の上部東西線改良事業（街路）と（地方道）の事業の進捗状況は。

○三谷次長（道路課長）：今年度予定箇所の用地買収や物件補償などの契約は完了しているが、交渉に時間を要したところがあること、移転には、新たな家の建築等に時間を要することなどから、年度内での完了が難しいため繰越しするものである。

●高塚委員：令和3年度中をめどに完了となるのか。

○三谷次長（道路課長）：追加で補正するものもあるが、今回の繰越分は9月中を予定としている。

< 討 論 >

●近藤委員：別子山振興基金積立金について、別子山との合併による合併特例債もなくなり、また過疎債についても今後6年間で順次減らされていく中で、設備更新が必要な別子木材センターへの支出の検討と別子山振興基金積立金の増額を要望して賛成する。

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第28号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第13号）

○山中建設部総括次長（用地課長）：説明

< 質 疑 >

●藤田委員：国の追加予算補正に伴う内示額の増により、繰越しすることだが計画どおりに進めていけるのか。

○三谷次長（道路課長）：年度当初で実施したい金額に対し、当初予算は非常に少ないため、不足分を国に要望し補正してもらっている状況である。おおむね承諾をもらえるようなところについて、補正の要望をしているため、予定どおり執行することとしている。

●藤田委員：大島支線とは火葬場から上がっていくところを指すのか。サイクリングロードと大島支線、周回道路の違いは。

○三谷次長（道路課長）：市道としての大島支線は昔の火葬場から海岸までの区間であるが、サイクリングロードは、火葬場から西海岸までの部分も含めて指定されているため、サイクリングロード整備事業では、市道でないところも含めて整備することになっている。

●田窪委員：大島支線改良事業は当初予算4,000万円だったと思うが、当初予算をどれだけ使い、5,500万円を繰り越すのか。

○三谷次長（道路課長）：大島支線改良事業については、当初予算4,000万円と補正額

2,182万3,000円を合わせた6,182万3,000円で執行することになっている。

●田窪委員：補正額2,182万3,000円にはコロナ対策の雑木伐採は含まれているのか。

○三谷次長（道路課長）：別事業である。

●田窪委員：大島サイクリングロード環境整備事業費は令和3年6月に完了予定とのことだが、コロナ対策の雑木伐採や土砂撤去など、工事業者が入り合うために工事が遅れたのか、それとも業者がいないのか。

○三谷次長（道路課長）：業者がいないわけではなく、道が狭く迂回路がない中で工事をするため、少し時間がかかってしまっており、3月中に完了しないことから繰越するものである。

●田窪委員：渡海船に工事業者のトラックが2台も乗ると、一般車両が少ししか乗れないため、臨時便などの考えはあるのか。

○三谷次長（道路課長）：今のところは考えていない。仮置き場等は確保できているため、今の現便の中で施工していくことを考えている。

< 討 論 >

●近藤委員：新型コロナウイルス感染症対応緊急経済対策費等で1億7,900万円余りが減額されているが、各支援策の検証を令和3年4月以降の予算に生かし、即効性、実効性のある補助メニューの実施と、知らなかったということがないように事業者への周知を徹底することを要望して賛成する。

●合田委員：飲食業者の支援等について減額補正となっているが、未消化分は事業者に必要な支援が行き届いていないことだと思うため、令和3年4月以降速やかに施策を実施することを要望して賛成する。

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前11時49分／再開 午前11時52分

◎上下水道局関係

◇議案第11号 新居浜市上下水道事業運営審議会条例の制定について

○神野次長（企業経営課長）：説明

< 質 疑 >

●田窪委員：上下水道事業運営審議会を設置する理由は。管理者から諮問された事項とあるが、具体的な内容は。

○神野次長（企業経営課長）：設置理由は、公営企業法に附属機関として設置することができるという法律を受けて、設置するものである。想定される審議事項については、経営に関する重要事項として中長期的な経営ビジョンなどの策定や、使用料や料金水準が適切かどうかということについても審議の対象になると考えている。

●田窪委員：水道には運営審議会があり、企業会計に下水道事業がきたため、新たに運営審議会を設置することなのだろう。下水道に接続する家庭が少なく、経営を圧迫することはわかるが、審議会を設置したからといって浄化槽から本管、枝線に接続してくれるのか。今は罰則がなく、

3年間の猶予を決めて取り組んでいるが、20代、30代の働く世代であれば、接続するかもしれないが、年金暮らしの人は、接続費用や下水道使用料も発生するのであれば、接続しない人も増えてくると思う。審議会を設置したら、どのようなメリットがあるのか。

○神野次長（企業経営課長）：これまで新居浜市は水道事業、公共下水道事業のどちらにも審議会はなく、今回、審議会を新たに設置するものである。愛媛県下で新居浜市を除くと10市あるが、水道事業においては10市中8市が設置している。今回、組織も統合され、下水にも法適用された機会と捉えて新たに設置するものである。

○高橋次長（企業総務課長）：下水道の本管に接続できるようになってから3年間というところの検証であるが、接続のために個人負担が発生すること、下水道使用料もかかるようになることなどから、接続をお願いすることにとどまっている現状であるため、今後も話をしていくしかないと考えている。

●田窪委員：審議会を設置して機能すると考えているのか。

○神野次長（企業経営課長）：審議会委員には、学識経験者、市内団体等の代表者、使用者である市民を考えているが、他市では、水道や下水道を広げていくに当たり、大学の工学系の教授や経営分野の専門家として大学の経済・経営学の教授や公認会計士、税理士などが就任しているところが多い。審議と合わせて、新居浜市に足らざる点を先進的知見や事例とともに教えていただいたり、本市の経営や事業実施方法が正しいかどうかというようなところも含めて、専門家からの助言や指導をいただくことも期待できると考えている。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第26号 令和2年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○神野次長（企業経営課長）：説明

< 質 疑 >

●近藤委員：下水道事業の健全化について、令和2年度の純利益、一般会計からの補助金の繰入金、企業債残高はどのくらいになるのか。令和元年度と比較して教えてほしい。

○神野次長（企業経営課長）：企業債残高の見込みは、令和元年度末の決算額が約342億9,000万円。令和2年度末については、約341億9,000万円を見込んでいる。繰入金については、補正後の予算額は、雨水に対する一般会計負担金が9億8,564万4,000円、汚水に対する補助金が4億7,914万6,000円、資本的収支に対する出資金が4億円であるため、一般会計からの繰入金は18億6,479万円になる。純利益については、手元に資料がないため、後ほど申し上げたい。

< 討 論 >

●近藤委員：企業債残高については、前年度と比べて大差ないが、一般会計からの繰入金は多くなってきているため、財政の健全化を図りながら、事業を推進することを要望して賛成する。

< 採 決 > 全会一致 原案可決

○閉 会 午後0時10分 閉会

經濟建設委員會付託案件表

令和3年3月8日

○港務局關係

議案第23号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算(第11号)

第1表	歳入歳出予算補正中	ハ゜一ツ	
歳出	第8款 土木費	・・・・・・・・・・・・・・・・	4・44
第3表	繰越明許費補正 追加		
	第8款 土木費		
	第4項 港湾費	・・・・・・・・・・・・・・・・	7

議案第28号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算(第13号)

第1表	歳入歳出予算補正中		
歳出	第8款 土木費		
	第4項 港湾費	・・・・・・・・・・・・・・・・	3・21
第2表	繰越明許費補正 追加		
	第8款 土木費		
	第4項 港湾費	・・・・・・・・・・・・・・・・	4

○經濟部關係

議案第23号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算(第11号)

第1表	歳入歳出予算補正中		
歳出	第6款 農林水産業費(第1項 農業費 2目 農業総務費を除く)	・・・・・・・・・・・・・・・・	4・39~41
	第7款 商工費	・・・・・・・・・・・・・・・・	4・42・43
第3表	繰越明許費補正 追加		
	第6款 農林水産業費	・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	第7款 商工費	・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第5表	債務負担行為補正 変更	・・・・・・・・・・・・・・・・	9

議案第25号 令和2年度新居浜市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)
 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 15・16

議案第28号 令和2年度新居浜市一般会計補正予算(第13号)

第1表	歳入歳出予算補正中		
歳出	第5款 労働費	・・・・・・・・・・・・・・・・	3・17
	第7款 商工費	・・・・・・・・・・・・・・・・	3・18
第2表	繰越明許費補正 追加		
	第7款 商工費	・・・・・・・・・・・・・・・・	4

○建設部関係

議案第 1 号 市道路線の認定及び廃止について

議案第 10 号 新居浜市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 23 号 令和 2 年度新居浜市一般会計補正予算（第 11 号）

第 1 表	歳入歳出予算補正中	ページ
歳出	第 6 款 農林水産業費	
	第 1 項 農業費	
	2 目 農業総務費	4・39
第 2 表	継続費補正 変更	
	第 8 款 土木費	6
第 3 表	繰越明許費補正 追加	
	第 8 款 土木費（第 4 項 港湾費を除く）	7
	第 11 款 災害復旧費	7

議案第 28 号 令和 2 年度新居浜市一般会計補正予算（第 13 号）

第 1 表	歳入歳出予算補正中	
歳出	第 8 款 土木費（第 4 項 港湾費を除く）	3・19~22
第 2 表	繰越明許費補正 追加	
	第 8 款 土木費（第 4 項 港湾費を除く）	4
第 3 表	繰越明許費補正 変更	5

○上下水道局関係

議案第 11 号 新居浜市上下水道事業運営審議会条例の制定について

議案第 26 号 令和 2 年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）